

平成 30 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 30 年 5 月 25 日天草市役所別館 A 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	中村三千人君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	君
9 番	君	10 番	小堀田幸一君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

8 番	井島安一君	9 番	本田実君
-----	-------	-----	------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	藤本 寿	局長補佐	大中 靖
係 長	荒木賢司	参 事	松本 馨
主 任	寺澤大介	主 査	大林喜光

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 26 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
- 日程第 5 議第 27 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請について
- 日程第 6 議第 28 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 29 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成 30 年天草市農業委員会第 5 回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。10 日に行われました研修会に参加された委員さんはお疲れ様でした。また、15 日に天草市の農業再生協議会の総会がありました。その中で、九州農政局からおみえになられた方から 3 点についてお話がありました。1 点目は、食品の安全性、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みの研修会が 6 月 20 日に熊本で開催されます。興味のある方は是非、ご参加ください。2 点目は、農業共済組合の保険の掛け金の動きについてでした。3 点目は、最近、小麦粉アレルギーを持った子供が多いということで、米粉を作りませんかということでした。品種はミズホチカラと聞きました。資料は事務局の方に渡しておきますので、興味がある方はコピーをもらってください。それでは、本日もよろしく申し上げます。

○事務局（藤本寿君） ありがとうございます。本日は、8 番井島委員、9 番本田委員から欠席の届けが出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、4 番中村委員、10 番小堀田委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の 1 ページ目をご覧ください。1 番について説明します。本渡町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、本渡町の田 2,332 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡海水浴場から西へ約 0.5km、青色で着色した市道大矢崎明瀬線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありません

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 2番について説明します。宮地岳町の譲受人は亀場町の譲渡人より、宮地岳町の田 550 m<sup>2</sup>と畑 94 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧宮地岳小学校から北西へ約 2km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 3番について説明します。深海町の譲受人は深海町の譲渡人より、深海町の畑 198 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧浅海小学校から東へ約 0.7km、青色で着色した県道本渡牛深線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。倉岳町の譲受人は、大阪市の譲渡人より、倉岳町の畑 269 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳小学校から北東へ約 1.5km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 会長、5番と次の6番の案件は同じ譲受人で、譲渡人もどちらも同一農家であるため一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（寺澤大介君） 5番、6番について説明します。亀場町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田 23 筆 10,321 m<sup>2</sup>、畑 4 筆 1,575 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。譲受人と譲渡人達の住所は異なりますが、同一農家として農業をされています。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したえびすビーチから北へ約 0.5km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻、飼料稲、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7番について説明します。五和町の譲受人は神奈川県川崎市の譲渡人より、五和町の畑113㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所二江出張所から南西へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 8番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の田497㎡と畑1,451㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所新合出張所から西へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

○10 番（小堀田幸一君） 10 番小堀田です。写真の右側部分は、半分木が生えているように見えるが。

○事務局（大林喜光君） 木の部分は、椎茸の原木として植えられていました。

○10 番（小堀田幸一君） 原木は畑でいいのか。

○事務局（大林喜光君） はい。椎茸の原木として肥培管理をきちんとされるのであれば、農地としてみるすることができます。肥培管理が行われず、植えただけで放っておくなら植林とみます。

○10 番（小堀田幸一君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 1 番について説明します。転用者は今釜新町の法人で、今釜町の畑 635 m<sup>2</sup>を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、職員用の駐車場が不足しているため、28 台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の 3 ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は八幡町の個人で、八幡町の畑204.07㎡を贈与により取得し、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南東へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいは手狭で不便なため、2階建ての住宅1棟、3台分の駐車場、残地を通路及び庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。転用者は亀場町の法人で、亀場町の畑230㎡を賃貸借契約により借り受け、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡学校給食センターから南へ約0.3km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在、職員及び来客用の駐車場が不足しているので、10台分の駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑420㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北東へ約1km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、二世帯住宅を1棟、4台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑29㎡を贈与により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したザ・マスターズ天草コースから東へ約1km、青色で着色した松島有明道路の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅敷地内の駐車スペースが狭いため宅地拡張し、駐車場、物置、庭等として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に庭及び物置、駐車場として利用しているため、始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）



○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑380㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から東へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の南東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在、借家住まいで手狭なため、個人住宅1棟、2台分の駐車場、残地を庭とする計画です。資料③の4ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の田56㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深中学校から北西へ約0.5km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住まいが手狭で不便なため、既存の住宅を増築、倉庫を1棟、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 8番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田29㎡と畑37㎡を贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡五和農協五和西支店から南西へ約1.2km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため住宅を1棟、4台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 9番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の田8.46㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から北へ約0.3km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、既存施設の拡張のため許可が可能です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、既存の住宅1棟、倉庫1棟の敷地を拡張し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 10番について説明します。転用者は本渡町の個人で、河浦町の畑908㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所新合出張所から南西へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置し、売電したいため、太陽光パネルを240枚設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。一部倉庫が建設されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 11番について説明します。転用者は本渡町の個人で、河浦町の畑836㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから北へ約1.8km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置し、売電したいため、太陽光パネルを204枚設置し利用する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第26号、農業振興地域整備計画に係る農用地域からの除外申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の7ページ目をご覧ください。1番について説明します。申請者は楠浦町の個人で、亀場町の田10㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡学校給食センターから南へ約0.8km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、家の東側が手狭で不便なため、宅地拡張する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。申請者は本町の法人で、本町の田畑4,062㎡に福祉施設を建てる案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡斎場から北へ約0.6km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、新たな福祉サービスを実施する施設を建てる計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。申請者は有明町の個人で、有明町の畑4,807㎡に太陽光発電施設を設置する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した老人ホーム麗洋苑から西へ約0.3km、青色で着色した松島有明道路の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。申請地は、現在、耕作されていますか。

○事務局（寺澤大介君） 耕作はされていません。

○10番（小堀田幸一君） されていない。太陽光をしたいというのはいいけど、これだけの面積で、周囲も管理されている所を許可すると、周囲の人も、なら自分もするって言い出すのでは。

○事務局（寺澤大介君） 申請地とその周囲についてですが、申請地を除いた、周囲の農地は換地処分がされた田です。仮に農用地区域から除外されても1種農地ですので太陽光はできません。申請地は、換地処分はされておらず、申請地だけ畑となっています。また、周囲の田よりも申請地だけ段が高くなっています。農地の広がりも10ha未満の2種農地となります。周囲の農地は換地処分がされていますので1種農地となります。1種農地は原則許可できませんが、2種農地となりますので、農地法許可基準に適合すると思われます。

○10番（小堀田幸一君） それは分かるけど。耕作放棄地を増やさない、農地を減らさないようにとなっているのに。基準を満たすから通すっていうのは分かるけど、基準を満たすからといって、なんでもかんでも通すのはどうかなと。もったいないなと思う。あくまで私の意見ですので、皆さんがどう判断されるかだと思います。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。申請者は新和町の法人で、新和町の田837㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した立海水浴場付近、青色で着色した市道立大多尾樫浦線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在、従業員用の駐車場及び来客用の駐車場が不足しているため、24台分の駐車場として整備し利用する計画です。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5番について説明します。申請者は荅北町の個人で、五和町の田2,911㎡を機械、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した城河原小学校から西へ約2.4km、青色で着色した県道坂瀬川御領線沿いにある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請者は建設業を営んでおり、天草市近辺で事業を行う際の機械、資材置場が必要なため、ダンプ置場、ユンボ置場、砂利、鋼管などの資材置場として整備し利用する計画です。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。申請者は河浦町の個人で、河浦町の田3,668㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所新合出張所から北へ約1.0km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、猪被害と周囲が山林に囲まれており、耕作を続けることが困難になったため、杉を700本植林し、山林として管理する計画です。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第27号、農業振興地域整備計画に係る農用区域への編入申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の8ページをご覧ください。1番について説明します。申請者は天草市の農林整備課で、下浦町の田等12筆を県営農業競争力強化基盤整備事業に参加するため、農用区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。旧本渡東小学校より1km程栖本方面に向かった湯貫新田地区になります。次が航空写真です。次が土地利用計画図で整備の全体図になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第28号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集

積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 議第 28 号について説明します。資料②の 9 ページからご説明いたします。所有権移転の計画が 5 件、利用権の新規設定の計画が 1 件、再設定の計画が 1 件、転貸が 0 件、合計で 7 件、総面積は 18,381 m<sup>2</sup>となっております。所有権移転の計画 5 件は、熊本県農業公社が売買により取得するものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 6 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転 5 件、利用権設定 2 件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 29 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の 12 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡地域が 4 件、倉岳町 1 件、筆数は全体で 6 筆、面積は合計で 7,443 m<sup>2</sup>となっております。現地確認を実施し、資料③の 7 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。地域医療センター付近になります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 2 番の地図です。本町小学校より鶴方面に 3km 程のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 3 番の地図です。楠浦小学校付近の県道本渡牛深線から少し入ったところになります。航空写真です。現地の写真になります。原野化しているところと梅が植わっているところとあり、鶴田会長と現地確認したところ、申請地はまだ農地であるという判断をしております。ここは動画もあります。次が 4 番、5 番の地図です。旧本渡東小学校と海の間らへんになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。申請地は湿田で周囲の状況からも耕作を継続するのが困難な原野とみております。ここも動画があります。次が 6 番の地図です。倉岳小学校より 1km 程浦方面のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。



(意見なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の13ページをお開きください。農地利用・形状変更届、第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届は、4件。いずれも無線基地局を設置したいというものでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成30年天草市農業委員会第5回総会を閉会致します。

午後3時20分 閉会

---

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 中村三子人

署名委員 小堀田幸一

